

報告第3号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月17日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月9日

大田原市長 相 馬 憲 一

損害賠償の額の決定について

令和6年2月5日、大田原市北野上1558番地、北野上南区集会所で発生した倒木による納屋の破損事故について、これによる損害賠償の額を下記のとおり決定する。

記

- 1 損害賠償の額 268,400円
- 2 相手方の住所及び氏名
住所 大田原市〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇〇